

令和6年

熊野町農業委員会

議事録

第5回

熊野町農業委員会

令和6年第5回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和6年5月20日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次生
委員	近藤 信二

6. 議事録署名委員(2人)

委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
主査	内田 直人
主任	松田 修典

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和6年第5回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。3番 住川委員、4番 庄賀委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第18号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、出来庭地区の農地で、〇〇〇〇付近、〇〇〇〇の裏手にある田1筆で、現況は休耕となっております。譲渡人が高齢となり、今後、耕作の予定がないため、新規就農を希望する譲受人に売買することになりました。今後、畑としてトマト等を作付される予定とされており、申請内容を審査した結果、周辺の農地に影響を及ぼすこともないと見込まれるため、許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。世良委員、お願いします。
世良委員	5月15日に事務局と現地を確認しました。場所は、事務局説明のとおり、〇〇〇〇の裏手にある田で、休耕となっております。現状は草が、ひざ丈ほど伸びている状況ですが、草刈りをすれば、耕作が可能と思われました。農地面積が150㎡であり、水路も近接していることから、管理しやすい土地条件と思われれます。譲受人の自宅から農地が近く、適切に管理いただけると思われるため、この度の申請を許可することに問題はないものと思われれます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第18号「農地法

	第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第2、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題としたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第19号の農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、初神地区の農地で、〇〇〇〇を〇〇〇〇に進み、〇〇〇〇を右折した先の、〇〇〇〇にある畑1筆となっており、現況は既に雑種地となっています。当該申請地については、庭園としての利用を目的として現地が整地されており、利用状況調査に基づき、現地確認を行った結果、違反転用となっていることが判明した農地で、申請者から始末書とともに申請書が提出されたものでございます。農地法上では、違反転用に対し、工事の中止、原状回復等の命令や罰則等の規定もありますが、土地所有者に事情等を調査し、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れが無く、他法令による手続きについても問題がなければ、事後承認ということで、許可することも可能とされております。本件につきましては、町の関係課への確認で他法令では許可案件には該当しないことや現地確認の結果、周辺農地への影響もなく、水路等の水の流れにも影響を及ぼすものではないため、事後承認による許可は可能であると判断させていただきました。 説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。当案件については、既に転用済みのものであるため、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明は省略いたします。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」追認で許可することにご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第19号「農地法第4条の規

	<p>定による許可申請について」は追認許可することに決定しました。続いて、日程第3、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。本件については、農業振興整備区域内にある農用地ということで、広島県に農用地から除外することを協議し同意を得たもので、広島県に協議を行うにあたり、12月20日に開催された農業委員会において説明をさせて頂いた内容から変更はございませんが改めて説明をさせていただきます。場所は、呉地地区の農地で、〇〇〇〇から熊野町に向かう〇〇〇〇にある田1筆となり、現在は休耕となっております。転用目的は、土地所有者の孫が建築する分家住宅となっております。建築に際しては、様々な場所を検討されたようですが、家族が近い場所や申請地付近は周囲が住宅団地や工場等に囲まれており隣接した農地もないことや、548㎡と効率的な農業が難しい場所であることから申請地を選択されたものです。申請内容の審査を行い、近隣農地との利用集積に与える影響がなく、被害防除措置が検討されており、問題はないと判断しております。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件については、令和5年12月の委員会において、説明済の案件であるため、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明は省略します。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第4、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさ</p>

	<p>せて頂きます。場所は、城之堀地区の農地で、〇〇〇〇を〇〇〇〇に向かって進み、〇〇〇〇に向け右折した場所にある田2筆となり、現在は休耕となっております。転用目的は、太陽光発電設備となっております。譲渡人が県外在住であり、当該地を農地として管理していくことが困難となっており、耕作放棄地となってしまう状況の中で、太陽光発電施設地として売買の話があり、申請をされたものです。申請内容の審査を行い、太陽光発電設備地となることで、荒廃農地となることを防ぐことができ、土地を有効活用することが見込まれることや、被害防除措置が検討されており、周辺の農地に影響がないと認められるため、問題はないと判断しております。</p> <p>説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。近藤委員、お願いします。</p>
近藤委員	<p>事務局と5月15日に現地を確認してきました。場所は、事務局説明のとおり、〇〇〇〇を初神方面に進み、〇〇〇〇に向け右折した場所にある、田2筆です。現地は休耕となっており、草刈りによる保全管理のみが行われている状況でした。日当たりの良い土地条件で、申請地の周辺にも、休耕地を太陽光発電用地に転用されている土地があり、太陽光パネルの下の防草シート等、土地の管理が適切にされており、保全管理がされている状況がみられました。農地としての管理が難しくなっている中で、太陽光発電の用地として、農地の荒廃防止が見込めることや、雨水排水についても、河川側への排水として、計画書が提出されており、周辺農地への影響も特に問題がないと思われるため、許可相当であると思われれます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第4、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>

	<p>続いて、日程第5、報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第6、報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、4月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案25ページから28ページのとおり、平谷地区で1件です。報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案31ページから46ページまでのとおり、出来庭地区で2件、平谷地区で1件、新宮地区で1件の計4件ございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議場	<p>無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の農業委員会は6月20日(木)に開催予定です。議案については6月10日(月)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和6年第5回熊野町農業委員会を閉会します。</p>
	<p>上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">議 長 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: right;">署名委員 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: right;">署名委員 <span style="float: right;">印</span></p>